

「社会保障・税番号要綱」の問題点について

吉澤宏治さん（山梨県弁護士会）

第17回監視社会研究会（通算第35回研究会） 2011年6月24日

6月24日の第17回監視社会研究会において、吉澤宏治弁護士（山梨県弁護士会）から、「社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会」から出された「社会保障・税番号要綱」（4月28日付）の問題点について報告していただきました。

吉澤弁護士は、日弁連の情報問題対策委員会のメンバーとして活躍してこられ、昨年の第53回日弁連人権擁護大会第2分科会で、「税・社会保障共通番号」についての基調報告を行いました。以下、研究会での吉澤弁護士からの報告を事務局でまとめたものを掲載しました。

へ「社会保障・税共通番号」制の導入を急ぐ政府、財界

それぞれの分野の行政機関が別々に

保有している情報を連携させるためには、「共通番号」を目に見える形で貼り付けるのが一番簡単です。しかし、このことについては、多くの人からの反対の声もあり、従来の政府は、コンピュータを使って、各分野がそれぞれもっている番号を入力するだけで、その人が誰であるのかを「中継データベース」で特定するかたちで、情報連携を可能とするシステムを構想してきました。にもかかわらず、現在政府で行われている検討（情報連携基盤技術WGによる検討）では、なぜその必要があるのか、それについて明確な説明のないまま、目に見える「共通番号」を各行政機関の保有する情報に貼り付けることを予定しています。「要綱」では「共通番号」を情報連携の際には使用しないと説明していますから、全

く必要性が理解できません。

この「共通番号」制は、たとえば納税においては、取引の際に相手方に番号を告知し、相手方はその番号を記載した書面を税当局に提出し、自らは番号を記載した申告書を提出する。そして税当局がそれらを番号で突合すれば収入を正確に把握でき、公平・公正な徴税ができるというのです。しかし、すり抜ける方法などはいくらでもあるのであり、「公平・公正さ」を実現するなどむずかしいと思います。【詳しくは本『ニュース』第26号、第27号を参照してください】

「要綱」において、「共通番号」制は、「社会には必要不可欠なインフラであり」、そしてこうした基盤を提供することによって、「国民が公平・公正さを実感し、国民の負担が軽減され、国民の利便性が向上し、国民の権利がより確実に守られる」とすばらしいことが謳われています（「要綱」3頁の第2の1、2）。でも、これを読まれて、「共通番号」制を導入することで、何を実現するのか、何のためにという、

その利用目的が分かる人がいるでしょうか？

情報化された社会のなかで実現される社会というのはどういう社会なのかというところ、プライバシーの保障こそがまず第一にあるべきだと思います。ですから情報の連携を行うときには、その同一性の確認を安易に行えるようにするべきではなく、むしろ、いままでのように基本四情報でやることで大変な作業を行う、個人のプライバシーを犠牲にしてまで簡単にくつつけるという方法をとらない、という社会が一番あるべき社会なんだ、と私は思います。ですから「情報化された社会には必要不可欠なインフラ」であるとか、海外もみんな導入している、というように「要綱」において理由付けがなされていますけれども、本当にそうなんですか、そんなことないと思います。

従来政府は、給付付き税額控除、最低保障年金制度を取り入れるためには番号制が絶対必要なんだと言っていた時期がありました。最近はそのようなことも言わなくなっています。この秋

に法案を提出することがすでに決まっているのです。政府はなんでそんなに番号制の導入を急いでいるのか、いろいろ考えられますが、一番導入したいと言っているのは経団連です。経団連が一番おいしい思いをする、ということが可能性としては考えられます。

これは「要綱」ではじめて出てきたことなのですが、大災害発生時において、被災者支援とか救援とか震災地復興のためには「共通番号」が必要である、と書いてあります（3頁の第2の2）。「共通番号」があると救援物資が避難所とかに必要な量を的確に供給できる、ということです。しかし、今回の震災で生じた問題は、避難者の同一性確認ができないことだけを原因とするものではありませんので、問題解決に特に役に立つことはないと思います。導入するちゃんとした理由付けがないから、こういうことでも使おうか、というところなんだと思います。消えた年金問題の際に、解決に役に立たない社会保障番号構想を持ち出したのと同じです。

目標が定まっていないのだから、最終的には政府が持っている、さらには民間の情報も含めて情報を全部くっつけてしまえというのが、今後の流れになつていくのは明らかでしょう。

民間分野の利用に関係して、「要綱」では、番号の「一切の告知要求を禁止することは妥当ではない」（9頁の注8）と書いています。政府は、ガス、電気など、ありとあらゆる個人情報全部ひとつにくつつける、例えば退職するとき、引越をするとき、一つのコンピュータの窓口に行けば、ワンストップで全部の手続きができるようにすることを構想しています。民間で番号の告知要求を禁止すると、この構想が実現できなくなるからです。

住民票コードとの大きな違いは、民間が利用するということです。そして、いまの日本の「共通番号」制の行き着く先は、その番号が国民ID化し、本人の識別情報として利用しているアメリカ、韓国で実施されている「共通番号」制と全く同じものとなる。表に出していないが、それを政府が指向して

いるのは間違いないといえるでしょう。

〈プライバシー保護に関する対応策が極めて抽象的かつ不十分〉

では、プライバシーの保障についてはどういわれているのでしょうか。

政府は自己情報コントロール権を保障するといいい、その最大の目玉として、「アクセス記録の確認は、マイ・ポータル上で行う」、すなわち、自己情報の利用状況を本人が確認できる仕組みの導入を押し出しています。しかし、自己情報コントロール権とは何かといったら、自分で自分の情報をどうするかを自分で決められる権利のことです。ところが、アクセス情報は、情報を利用・提供された後に知ることができただけです。これでは自己情報コントロール権を保障することにはなりません。

さらに、「要綱」において今回はつきりしたことですが、アクセス記録、また国家が保有している個人の情報で開示されるのは、いま現在でも皆さん

が開示請求を起こしたとき見せてもらえる情報だけなのです。だから結局、政府の持っている情報なんて闇の中で、自己情報コントロールができるなんていうのは言葉のマジックに過ぎない、ということが「要綱」においても明らかとなったといえます。

また、「要綱」は住基ネットの最高裁判決を非常に我田引水的に引用しています。住基ネットでは基本四情報と住民票コードの秘匿性がそれほど高度ではないという判断を前提として、合憲論が展開されています。しかし「共通番号」制では、医療情報、介護情報など極めて情報の質が機微なものを扱うのです。それなのに住基ネットと同じような枠組みで考えています。ちょっとセキュリティを上げれば、たぶん合憲になるというのが「要綱」の考えなのでしょう。

不正利用・漏洩の問題については、どうも日本のセキュリティ制度は安全であるとか、人間の問題だから罰則を強化すればいいとかといったところが「要綱」の考え方の根底にはあります。

しかし、日本の原発は絶対に事故が起きないということを前提につくられ、それが事故を起こしたわけですし、アメリカでも韓国でも民間で利用されるところで問題が起きているように、民間利用というのが非常にネックなのです。しかも、罰則については、故意犯処罰が前提とされていますが、情報漏洩の大部分は過失犯によるものです。罰則では対応できません。

また、「要綱」では情報保護評価（PIA）を行う、すなわちプライバシー侵害の程度が最小限の仕組みを作る、としています。そもそもPIAは、制度目的を達成するためにプライバシー侵害の程度が最小限の制度を探るものです。ですから、制度目的が全く明らかになっていない「共通番号」制は、形だけの制度になっているという感じがします。

第三者機関もそうです。「要綱」によれば、海外のような統一的にプライバシーの問題を扱う機関ではなく、番号制のところだけしかさわりませんといっている。それではほとんどプライ

警察による市民のインターネットへのアクセスやメールの常時監視を可能とする「コンピュータ監視法」の制定に抗議する

■政府は6月17日に、「コンピュータ監視法案」(「サイバー犯罪法案」)を参議院で可決・成立させました。「コンピュータ監視法」には、①警察に令状なしでインターネット接続業者や大学・研究機関・企業に対して通信履歴(サイトへのアクセス記録、メールの発信先・発信元・日時・件名)の保全を要請することを認める、②コンピュータウイルス作成罪の新設、③接続サーバに保管されている自己作成データの差押えを認めるなど、警察による市民のインターネットの利用・メール通信や電子データの監視・捜査を強化する内容が盛り込まれました。

■この「コンピュータ監視法」は、自民党政権時に廃案になった「共謀罪関連法案」から共謀罪等を新設する部分をのぞいたところを法制化したものです。

■政府は「サイバー犯罪」対策の強化を名分にして「コンピュータ監視法」を成立させました。しかし、警察による市民のインターネットへのアクセスやメールの常時監視を可能とする「コンピュータ監視法」は、憲法が保障する通信の秘密やプライバシーを侵害するものであり、認められません。

【↓ 東京新聞 2011年4月21日付】

(当会共同代表の田島泰彦・上智大教授のコメントが掲載されています)



バシーの保護に役立たない機関ではないというのがこの制度です。最後に費用対効果についてですが、政府ではほとんど試算はしてないようです。かなり莫大な費用が掛かるという

うことは間違いないわけですが、ちゃんと削れる費用はいくらなのか、その時にいまの制度ではだめなのか、というをよくよく考えなければならぬと思います。また、情報漏洩等の被

害を受けた方々への被害回復のため費用を考慮することも必須だと思います。
